

総会決定事項

一般社団法人 日本身体障がい者水泳連盟 定款 第6条(2)に定める
競技会参加会員に関する取扱い規程

1、 競技会参加会員とは

内部障がい者を除く身体障害者手帳を持つものであって、当法人が開催・後援する水泳競技大会に参加するために入会した個人又は個人を構成とする団体をいう

会員としての登録は団体登録と個人登録とする

1. 団体名登録を行う登録団体の構成員(構成員数は1名以上で可)
2. 個人登録者

2、 手続き

入会しようとするものは、理事会において定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない

入会申込しようとする団体の代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、手続をすること(別途会員登録案内及び様式をもって理事会で定めた申込み書類とする)

1. 団体の名称(及び事務所の所在地)
2. 代表者の氏名及び住所(代表者は会員であること)
3. 構成員の氏名・住所及び各人の所持する身体障害者手帳に記載された障害名・障害等級

入会申込しようとする個人は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、手続をすること

1. 氏名及び住所
2. 現在所持している身体障害者手帳に記載された障害名及び障害等級

3、 会費

会員は総会で定める額の入会金及び会費を支払わなくてはならない

総会での決定事項

会費は年度会費（毎年4月1日～翌年3月31日）とする

会員登録の変更にあっても会費は必要とする

入会金は徴収しない会費は次のとおり

- 1、 団体登録については、団体名登録として 10,000 円
団体の構成員 1 名につき 3,000 円
2. 個人登録については、1 名につき 3,000 円。

4、 会員登録についての留意事項

1、 登録年度内において、「2 手続き」に掲げる事項に変更が生じたときは、当該団体の代表者又は個人は、その旨を文書で届出なければならない。ただし、新しく団体の構成員となるものがある場合には変更登録の手続による。

2、 原則として、一登録年度内において二以上の登録団体の構成員となることはできない。

3、 一登録年度内において、個人登録者が、登録団体の構成員となるには、個人登録を取り消さなければならない。

4、 団体を構成する構成員は、同一の都道府県・政令指定都市に在住、又は在勤し、同じ施設で練習を行っているもの同士で構成することを原則とする。但し、近隣に練習施設がない場合、隣接都道府県・政令指定都市の団体に所属できるものとする。

5、 名簿の整理

会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

- 1、 大会参加会員の名簿は、クラス分け情報を含め、大会参加に必要な全ての情報を整理し、保管活用するものとする
- 2、 名簿の取扱いについては、当連盟個人情報保護についての取り扱い基本方針に基づいて行う

6、 退会

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて申し出なければならない

7、 会員資格の喪失

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。また、会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

- ① 退会したとき
- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ③ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- ④ 会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき
- ⑤ 除名されたとき
- ⑥ その他定款に定める事項による時

6、 除名

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、定款に定める決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。なお、除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

- ① 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- ② 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき